

図解： 全国精神衛生工作計画 (2015～2020年)



国家卫生计生委疾病预防控制局
(全国爱国卫生运动委员会办公室)

<http://www.nhfpc.gov.cn/jkj/s5889/201506/fa267eac8b384b90a57453c7af1cb599.shtml>

図解：全国精神衛生工作规划（2015—2020年）
衛生計生委2015年06月18日発表に基づき日中医療衛生情報研究所にて加工

一、指導思想

サービス体系の健全化を手始めに、
患者の治療管理強化に重点を置き、
社会調和の保護を目指し、
工作メカニズムを改善し、
メンタルヘルス事業の全面発展を推進する。

以健全服务体系为抓手，以加强患者救治管理为重点，
以维护社会和谐为导向，完善工作机制，
推动精神卫生事业全面发展。

二、工作目标（2020年）

（一）

省、市、県の三つの級では、
メンタルヘルス工作の政府指導と、
部門間の協調メカニズムを広く構築する

省、市、县三级

普遍建立精神卫生工作政府领导与部门协调机制。

**70%以上の郷鎮（街道）に、
綜治、衛生計生委、公安部、民政部、司法部、身体
障害者連合会、老齡科学研究センター等の単位が
参画するメンタルヘルス総合管理グループを構築。**

**70%的の郷鎮（街道）建立由綜治、衛生計生、公安、民政、
司法行政、残联、老齡等单位参与的精神卫生综合管理小组。**

(二)

省、市、県三級における

メンタルヘルス専門機構を健全化し、

サービス人口が多く且つ地市级機構のカバーが不十分な

県(市、区)はメンタルヘルス専門機構の需要に基づき建設、

その他の県(市、区)では

少なくとも条件を備えた総合性医院に精神科を設置。

健全省、市、县三级精神卫生专业机构，

服务人口多且地市级机构

覆盖不到的县（市、区）可根据需要建设精神卫生专业机构，

其他县（市、区）至少在一所符合条件的综合性医院设立精神科。

(三)

全国の精神科執業医や(アシスタント)の
人数を4万名に増やす。

全末端医療衛生機構は、専門或は兼務の
メンタルヘルス予防治療スタッフを配置する。

全国精神科执业(助理)医师数量增加到4万名。

每个基层医疗卫生机构

至少配备1名专职或兼职精神卫生防治人员。

(四)
登録重度精神障碍患者の管理率は80%以上に、
統合失調症の治療率は80%以上に。

登记在册的严重精神障碍患者管理率达到80%以上，
精神分裂症治疗率达到80%以上。

条件に合致する貧困重度精神障碍患者は
全て医療支援対象に

符合条件的贫困严重精神障碍患者全部纳入医疗救助。

(五)

抑うつ症の治療率を現在より**50%**向上させる。
一本以上のメンタルヘルスホットラインを
全ての省(市、区)に開通させる。

抑郁症治疗率在现有基础上提高**50%**。
每省(区、市)至少开通**1**条心理援助热线电话。

省(区、市)の**100%**、市(地、州、盟)の**70%**で
メンタルクライシス介入部隊を置くこと

100%的省(区、市)、
70%的设区市建立心理危机干预队伍。

(六)

県(市、区)の70%以上では、
精神障碍の社区リハビリ機構を設置する、或いは
政府の購買システムを通じて社会組織による
リハビリ工作进行を委託すること。
精神障碍社区リハビリを展開している県(市、区)では、
50%以上の在宅患者が社区リハビリ工作进行を
受けられるようにする。

70%以上の县(市、区)设有精神障碍社区康复机构或通过
政府购买服务等方式委托社会组织开展康复工作。
在开展精神障碍社区康复的县(市、区)，50%以上的居家
患者接受社区康复服务。

(七)

都市や農村の通常人のこころの健康についての
認知率を夫々**70%**及び**50%**とする

城市、农村普通人群心理健康知识知晓率
分别达到**70%**、**50%**。

学生のこころの健康についての認知率を**80 %**とする
在校学生心理健康核心知识知晓率达到**80%**。

三、策略と措置

(一)

**患者登録報告の強化を通じ、
患者サービスの管理を実施、治療支援政策の成就、
リハビリサービスの改善等の措置により、
全面的に重度精神障害の治療支援を推進する。**

通过加强患者登记报告、做好患者服务管理、落实救治救助政策、完善康复服务等措施，全面推进严重精神障碍救治救助

(二)

抑うつ症、児童の自閉症スペクトラム、老人性認知症等、常見される精神障碍を工作の重点とし、各地区で实际常見される精神障碍の予防治療についてその地区に適したモデルを探求する。

将抑郁症、儿童孤独症、老年痴呆症等常见精神障碍作为工作重点，探索适合本地区实际的常见精神障碍防治模式

(三)

級別に

突発事件のメンタルクライシス介入グループを組織、
突発事件発生後速やかにこころの支援を展開；
こころの支援ホットラインとネットワークプラット
フォーム建設により、人々に公益サービスを提供

分级组建突发事件心理危机干预队伍，发生突发事件后
及时组织开展心理援助；建设心理援助热线和网络平台，
向公众提供公益服务。

(四)

県級メンタルヘルス専門機構と精神障碍社区リハビリ機構のサービス能力建設を全力で強化；精神科医や看護師、心理療法士を合理的に配置し、リハビリ療法士、ソーシャルワーカー及びボランティアがメンタルヘルスサービス工作に参画できるモデルの探求

大力加强县级精神卫生专业机构和精神障碍社区康复机构服务能力建设；合理配置精神科医师、护士、心理治疗师，探索康复师、社会工作师和志愿者参与精神卫生服务的工作模式。

(五)

メンタルヘルスを
全民健康保証情報化工程に組み込み、
メンタルヘルス情報システムの改善を図る。

将精神卫生纳入全民健康保障信息化工程，
逐步完善精神卫生信息系统。

(六)

メンタルヘルス宣伝教育を全力で展開し、人々に精神障害や心理行為問題を正確に認識させ、精神障害患者に対する「理解や受け入れ、思いやりの心」という社会ムードを積極的に創りだす。

通过大力开展精神卫生宣传教育，
引导公众正确认识精神障碍和心理行为问题，
积极营造理解、接纳、关爱精神障碍患者的社会氛围

四、保障措置

(一)

**政府指導の強化、
監督指導と評価の実施**

加强政府领导，
落实督导与评估。

(二)

**部門責任の実施、
工作合力の形成**

落实部门责任，
形成工作合力。

(三)

メンタルヘルス工作に必要な経費を保障し、
メンタルヘルス専門機構への政府投入政策を実行

保障精神卫生工作经费，
落实政府对精神卫生专业机构的投入政策。

(四)

**科学的研究の強化、
研究成果の速やかな転化**

加强科学研究，
及时转化研究成果。